

育児休業についての行動計画

令和4年4月1日



本社／徳島市問屋町75番地 〒770-8056
tel.088-622-3115 fax.088-623-8056

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境を作ることによって、全ての社員がその能力を十分に発揮できるようするために、次のように行動計画を策定する。

1、計画期間

令和4年4月1日～令和9年3月31日までの5年間

2、内容

目標1：

産前産後休業や育児休業、育児休業給付、産休・育休中の社会保険料免除などの両立支援諸制度の周知や情報提供を行う

対策：

令和4年4月～ 法令に基づく両立支援諸制度の調査
令和4年4月～ 諸制度に関するパンフレットの配布

目標2：

男性社員を対象とした、育児休業制度の利用を促進するために資料などの周知を行い、男性の育児休業取得を実現する

対策：

令和4年4月～ 男性社員への聞き取り調査による実態把握
令和4年4月～ 男性の育児休業取得を促進するための資料等の配布
令和4年4月～ 男性の育児休業取得の実現

目標3：

男性社員の子育て目的の短時間休暇の取得を促進する

対策：

令和4年8月～ 男性社員への聞き取り調査による実態把握
令和5年1月～ 1時間単位での有給休暇取得制度の導入
令和6年1月～ 上限1時間のフレックス勤務制度の導入